

## JEBLA 認定サロン規程

### 第1条 目的

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下「本協会」という）は、  
「JEBLA 認定サロン」制度を設けることで、アイブロウワキシング技術の健全な普及と  
業界の信頼性向上を図り、利用者が安心してサービスを受けられる環境を整備すること  
を目的とする。本規程により、認定されたサロンは、安心・安全なアイブロウサービス  
を提供する拠点として位置づけられ、消費者が信頼して選択できる環境の整備に寄与す  
る

### 第2条 定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりとする

1. 「アイブロウワキシング」とは、眉毛をデザインし、ワックスを用いて産毛やムダ毛を根元から処理し、眉毛を整える施術をいう
2. 「JEBLA 認定サロン」とは、本協会が定める基準を満たし、認定を受けたアイブロウワキシング施術を行う施設をいう

### 第3条 JEBLA 認定サロンの申請基準

申請には以下の全ての要件を満たす必要がある

1. 代表者又は経営母体たる法人又は団体が、本協会の一般会員であること。
2. 管轄保健所による美容所登録を受けていること
3. 施術者が美容師免許を保有していること
4. アイブロウワキシング1級取得者が在籍しており、その他の技術者はアイブロウワキシング2級を取得していること。  
(1) 2級未取得の技術者が在籍する場合、新規登録または入社から1年以内を猶予期間とし、その期間内に資格取得すること。取得困難な場合は、期日の1ヶ月前までに協会へ申し出ること。
5. 技術管理責任者を1店舗に1名配置すること（講師は最大5店舗まで兼任可能）
6. 施術に用いる商材は、協会が定める安全自主基準に適合していること。

### 第4条 認定料および入会金・年会費

認定料および入会金年会費は、協会が別に定める「会費・認定料規程」に基づき、会員種別および入会時期に応じて適用される金額とする

#### 第5条 申請及び認定の流れ

1. JEBLA 認定サロン登録を申請する場合は、次の書類を協会に提出しなければならない。
  - (1) JEBLA 認定サロン登録申込書（複数店舗の場合は、1 店舗につき 1 枚）
  - (2) 1 店舗のアイブロウ施術者の在籍スタッフ名簿
  - (3) 全メニューリスト
  - (4) 「美容所適合確認書」の写し
  - (5) サロン施設の図面および写真
2. 協会による書類審査および必要に応じた現地調査
3. 審査合格後、登録料等を納入することで認定完了とする
4. 登録は 1 年ごとの更新制とし、毎年 3 月末までに更新手続きを行う

#### 第6条 JEBLA 認定サロンの特典

1. 認定バッジおよび登録証の交付
2. 協会主催のセミナー割引参加権
3. 協会公式ホームページへの店舗情報掲載
4. 安全基準および運営情報の提供
5. JEBLA ロゴや関連素材の無償提供

#### 第7条 JEBLA 認定サロンの役割と責務

1. JEBLA 認定サロンは、本協会の理念と活動趣旨に賛同し、アイブロウ技術の健全な普及と業界全体の発展に協力するよう努めること
2. 店舗内外において JEBLA 認定サロンであることを明示し、認知向上に貢献すること
3. 認定ロゴや名称の使用にあたっては、協会の定めるガイドラインに従うこと。
4. SNS やホームページ、印刷物等において、JEBLA の理念や活動内容の広報協力を積極的に行うこと。
5. その他、協会からの要請があった場合には、可能な範囲で連携と協力を行うよう努めること
6. 安全で信頼性の高い施術を常に提供するよう努めること
7. トラブル発生時には、サロンの責任で迅速かつ適切な対応を行うこと
8. 協会からの助言や是正勧告には誠実に対応すること。

#### 第8条 登録の更新および変更

1. 登録の更新を希望する場合、3月末までに次の手続きを行うこと
  - (1) 年会費納入
  - (2) 現況報告書の提出
2. 登録情報に変更があった場合は速やかに協会へ届け出ること
3. 店舗移転の場合は新たな図面・写真等を提出すること

#### 第9条 登録の取消および移転、資格の喪失について

1. 登録の取消しを希望する場合、登録取消予定日の1ヶ月前までに「登録取消届」を提出すること。以下の事項を記載するものとする
  - (1) 登録者名
  - (2) 該当サロン名および所在地
  - (3) 登録取消予定日
  - (4) 登録取消の理由
2. 登録されたサロンが移転する場合は、「移転届」を提出すること
  - (1) 開設者名
  - (2) 該当サロン名および所在地
  - (3) 移転予定日
3. 閉店時は「閉店届」を提出し、顧客情報を適切に破棄すること
4. 申請基準を満たさなくなり、是正が見込まれないとき
5. 協会の信頼を損なう行為があったとき
6. 法令違反により協会の是正勧告にも応じないとき
7. 年会費の未納または必要書類の未提出が6ヶ月以上継続したとき
8. その他、社員総会が認定取り消しを妥当と判断したとき

#### 第10条 附則

1. 本規程は、社員総会の議決を経て改訂することができる
2. 未定義事項は、社員総会の判断による
3. JEBLA 認定サロンでのトラブルは原則、当該サロンの責任で解決するものとし、協会は必要に応じて助言を行うが、法的責任は負わない
4. 本規約は予告なく追加・変更することがある

#### 附則

本規約は、2025年4月1日より施行する

本規約は、2026年4月14日に一部改定する